

Topic

【確定給付企業年金】令和8年度の継続基準の下限
予定利率および非継続基準の予定利率について資産
運用年金
財政年金
制度

その他

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に適用される確定給付企業年金の継続基準の下限予定利率および非継続基準の予定利率が告示※されましたので、過去3年の推移と併せてご案内します。

※厚生労働省告示第150号および第151号

令和8年度に適用される諸利率

- ・ 継続基準の下限予定利率※¹ : 0.6%
- ・ 非継続基準の予定利率※² : 1.64%

※¹ 掛金の額の計算に用いられる予定利率の下限。直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均と直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を勘案して厚生労働大臣が定める率。

※² 最低積立基準額の計算に用いられる予定利率。直近5年間に発行された30年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率。

【ご参考】過去3年の推移

適用年度	継続基準の下限予定利率	非継続基準の予定利率
令和6年度	0.1%	0.86%
令和7年度	0.3%	1.17%
令和8年度	0.6%	1.64%

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2026年3月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8630(年金数理室)
〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>